

○四国地方整備局告示第七十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和五年六月十四日

四国地方整備局長 荒瀬 美和

第1 起業者の名称 愛媛県

第2 事業の種類 一般国道378号改築工事（三秋バイパス）

第3 起業地

1 収用の部分 愛媛県伊予市双海町高野川字奥畑及び字新田原地内

2 使用の部分 愛媛県伊予市双海町高野川字奥畑及び字新田原地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道378号改築工事（三秋バイパス）」（以下「本件事業」という。）は、愛媛県伊予市三秋字菅谷地内から同市双海町高野川字西組地内までの延長1,605mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道378号（以下「本路線」という。）は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けておらず、本件区間は愛媛県内に存することから、道路法第13条第1項の規定により愛媛県が道路管理者となること、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者である愛媛県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

## (1) 得られる公共の利益

本路線は、愛媛県伊予市を起点とし、大洲市及び八幡浜市等を経由し、宇和島市に至る総延長124.8kmの路線であり、愛媛県西部から南部の主要都市を結び、一般国道56号及び同197号とともに、南予地方における道路ネットワークの中軸をなす主要幹線道路である。

本路線は伊予市双海町と伊予市中心部を結ぶ唯一の主要幹線道路であり、沿線に愛媛県及び伊予市の公共施設をはじめ、産業及び商業等の主要施設が連たんしており、地域住民の通勤や買い物等の日常生活を支える重要な路線となっている。

また、本路線が通過する伊予市双海町は、瀬戸内海に面し、沿岸を中心に海産物加工などの水産業や柑橘類を主とした農産業が盛んな地域であり、当該地域で加工及び生産された海産物等が本路線等を利用して京阪神地域をはじめ、全国各地に出荷されているとともに、周辺に「ふたみシーサイド公園」など多くの観光資源を有していることから、年間を通じて多くの観光客が本路線を利用して訪れるなど、物流や観光産業にも重要な役割を果たしている。

加えて、本路線は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づいて愛媛県防災会議が策定した愛媛県地域防災計画において緊急輸送道路に指定されていること及び伊方発電所において発生が想定される原子力災害時の避難路として指定されていることから、災害時や緊急時にも重要な役割を担う路線となっている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満たさない線形不良箇所や、幅員狭小区間が多数存在し、大型車同士のすれ違いに支障をきたし、車両相互の交通事故が発生しているなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況となっている。

本件事業の完成により、本件区間に線形等の良好な道路が整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するほか、運搬時の荷崩れ、荷傷みの防止による農産物の品質確保や自動車交通における定時性確保による利便性の向上等により、物流の効率化及び観光産業支援等にも寄与する。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成27年3月に、同法等に準じて、任意で大気質及び騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、上記の評価結果によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物

については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキイロコガシラミズムシ、準絶滅危惧として掲載されているアカハライモリ、ベニイトトンボ、ネアカヨシヤンマ、タバサナエ、フタスジサナエ、スジヒラタガムシ、愛媛県レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているマイコアカネ、準絶滅危惧として掲載されているニホンアカガエル、ヒメアカネ、ヒメミズカマキリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されているが、全て工事区域外に生息しており、工事による影響が予測されるキイロコガシラミズムシに対しては、走光性を有し、光による誘引致死が予測されるため、道路照明の設置位置や光の照射範囲を限定するなどの環境保全対策を実施することにより、適正な保全が図られることから、事業の実施に伴う動物への影響は、実行可能な範囲で回避又は低減されている。また、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類等として掲載されているエビネ属の一種、愛媛県レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているセンダイスゲの２種が重要な種と確認されているが、工事区域内での確認はなく、改変地のほとんどが裸地、草地及び耕作地の人為的な環境が主であることから、事業の実施に伴う植物への環境影響は実行可能な範囲内で回避又は低減されている。加えて、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存しない。なお、今後、工事施工中に遺構等が確認された場合は、現状を変更することなく、直ちに愛媛県教育委員会と協議の上、発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### （３）事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第３種第２級の区分に基づく２車線の道路をバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における事業計画については、第１案（山側及び海側ルート）（申請案）、第２案（山側ルート）、第３案（海側ルート）の３案について社会的、技術的及び経済的な観点から検討が行われている。

申請案は他の２案と比較すると、取得必要面積が最も少なく、支障物件もないこと、大規模な切土及び盛土がないため、施工性に優れていると判断されること、加えて、事業費が最も低く抑えられることなどから、総合的に勘案すると申請案が合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越

すると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、必要な最小曲線半径を満たさない線形不良箇所や、幅員狭小区間が多数存在するため、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、伊予市長より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

#### 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 愛媛県伊予市役所